

# 上越市地域防災計画

原子力災害対策編

( 修正素案 )

新旧対照表

令和 4 年 4 月

修正前	修正後	修正理由
<h2 style="margin: 0;">原子力災害対策編目次</h2>	<h2 style="margin: 0;">原子力災害対策編目次</h2>	
<b>第1部 総則</b> 第1節 計画作成の趣旨…………… 1 第2節 計画の基礎とするべき災害の想定…………… 3 第3節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲…………… 5 第4節 発電所の状態に基づく緊急事態区分…………… 9 第5節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱…………… 10 第6節 用語の解説…………… 21	<b>第1部 総則</b> 第1節 計画作成の趣旨…………… 1 第2節 計画の基礎とするべき災害の想定…………… 3 第3節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲…………… 5 第4節 発電所の状態に基づく緊急事態区分…………… 9 第5節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱…………… 10 第6節 用語の解説…………… 21	
<b>第2部 原子力災害対策</b>  <b>第1章 原子力災害事前対策</b> 第1節 基本方針…………… 23 第2節 原子力事業者防災業務計画に対する県からの意見聴取等…………… 24 第3節 安全協定の適切な運用…………… 25 第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携…………… 26 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え…………… 27 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備…………… 28 第7節 緊急事態応急体制の整備…………… 31 第8節 屋内退避・避難体制の整備…………… 36 第9節 複合災害時対応体制の整備…………… 40 第10節 緊急輸送活動体制の整備…………… 42 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備…………… 44 第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備…………… 47 第13節 行政機関の業務継続計画の策定…………… 48 第14節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発…………… 49 第15節 防災業務関係者の人材育成…………… 51 第16節 防災訓練等の実施…………… 53	<b>第2部 原子力災害対策</b>  <b>第1章 原子力災害事前対策</b> 第1節 基本方針…………… 23 第2節 原子力事業者防災業務計画に対する県からの意見聴取等…………… 24 第3節 安全協定の適切な運用…………… 25 第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携…………… 26 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え…………… 27 第6節 情報の収集・連絡体制等の整備…………… 28 第7節 緊急事態応急体制の整備…………… 31 第8節 屋内退避・避難体制の整備…………… 36 第9節 複合災害時対応体制の整備…………… 40 第10節 緊急輸送活動体制の整備…………… 42 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備…………… 44 第12節 住民等への的確な情報伝達体制の整備…………… 47 第13節 行政機関の業務継続計画の策定…………… 48 第14節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発…………… 49 第15節 防災業務関係者の人材育成…………… 51 第16節 防災訓練等の実施…………… 53	
<b>第2章 緊急事態応急対策</b> 第1節 基本方針…………… 55 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制の確保…………… 56 第3節 活動体制の確立…………… 61	<b>第2章 緊急事態応急対策</b> 第1節 基本方針…………… 55 第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制の確保…………… 56 第3節 活動体制の確立…………… 61	

修正前	修正後	修正理由
<p>第 4 節 屋内退避、避難等の防護措置……………66</p> <p>第 5 節 治安の確保……………71</p> <p>第 6 節 飲食物の出荷制限、摂取制限、農林水産物等の採取及び出荷制限 ……73</p> <p>第 7 節 緊急輸送活動……………74</p> <p>第 8 節 救助・救急、消火及び医療活動……………76</p> <p>第 9 節 住民等への的確な情報伝達活動……………79</p> <p>第 10 節 自発的支援の受入れ……………81</p> <p>第 11 節 防災業務関係者防護対策……………82</p> <p>第 12 節 行政機関の業務継続に係る措置……………83</p> <p>第 13 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応……………84</p> <p><b>第 3 章 複合災害対策</b></p> <p>第 1 節 複合災害時における災害対策本部等の組織・運営……………87</p> <p>第 2 節 複合災害時における応急対策……………88</p> <p><b>第 4 章 原子力災害中長期対策</b></p> <p>第 1 節 基本方針……………91</p> <p>第 2 節 緊急事態解除宣言後の対応……………92</p> <p>第 3 節 被災者等の生活再建等の支援……………93</p> <p>第 4 節 産業等への支援……………94</p> <p>第 5 節 心身の健康相談体制の整備……………95</p>	<p>第 4 節 屋内退避、避難等の防護措置……………66</p> <p>第 5 節 治安の確保……………71</p> <p>第 6 節 飲食物の出荷制限、摂取制限、農林水産物等の採取及び出荷制限 ……73</p> <p>第 7 節 緊急輸送活動……………74</p> <p>第 8 節 救助・救急、消火及び医療活動……………76</p> <p>第 9 節 住民等への的確な情報伝達活動……………79</p> <p>第 10 節 自発的支援の受入れ……………81</p> <p>第 11 節 防災業務関係者防護対策……………82</p> <p>第 12 節 行政機関の業務継続に係る措置……………83</p> <p>第 13 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応……………84</p> <p><b>第 3 章 複合災害対策</b></p> <p>第 1 節 複合災害時における災害対策本部等の組織・運営……………87</p> <p>第 2 節 複合災害時における応急対策……………88</p> <p><b>第 4 章 原子力災害中長期対策</b></p> <p>第 1 節 基本方針……………91</p> <p>第 2 節 緊急事態解除宣言後の対応……………92</p> <p>第 3 節 被災者等の生活再建等の支援……………93</p> <p>第 4 節 産業等への支援……………94</p> <p>第 5 節 心身の健康相談体制の整備……………95</p>	
<p><b>第 1 部 総 則</b></p>	<p><b>第 1 部 総 則</b></p>	
<p><b>第 1 節 (略)</b></p>	<p><b>第 1 節 (略)</b></p>	
<p><b>第 2 節 (略)</b></p>	<p><b>第 2 節 (略)</b></p>	
<p><b>第 3 節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲</b></p> <p>1 (略)</p>	<p><b>第 3 節 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲</b></p> <p>1 (略)</p>	

修正前			修正後			修正理由
<p><b>2 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲の区分</b></p> <p>新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、下表のとおり区域等を区分している。</p> <p>なお、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「重点区域」という。）については、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）としている。</p>			<p><b>2 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲の区分</b></p> <p>新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、下表のとおり区域等を区分している。</p> <p>なお、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域（以下「重点区域」という。）については、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）としている。</p>			<p>県計画を踏まえた修正（原子力災害対策指針の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（原子力災害対策指針の反映）</p>
区域・地域名	発電所からの距離（目安）	基本の対応	区域・地域名	発電所からの距離（目安）	基本の対応	
即時避難区域 【PAZ：Precautionary Action Zone】	発電所を中心とする半径（以下「半径」という。）おおむね5キロメートル圏	主としてプルーム放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、発電所の状況に応じ定められる緊急事態区分を判断するための基準※1（以下「EAL」という。）による全面緊急事態の発生後、避難指示を受けて、原則として直ちに避難を実施する。避難は、即時避難区域（PAZ）外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径おおむね30キロメートル圏外への避難を実施する。 なお、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ない場合は、放射線防護機能を有する施設等に屋内退避することも容認する。	即時避難区域 【 <u>予防的防護措置を準備する区域</u> 、PAZ：Precautionary Action Zone】	発電所を中心とする半径（以下「半径」という。）おおむね5キロメートル圏	主としてプルーム放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、発電所の状況に応じ定められる緊急事態区分を判断するための基準※1（以下「EAL」という。）による全面緊急事態の発生後、避難指示を受けて、原則として直ちに避難を実施する。避難は、即時避難区域（PAZ）外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径おおむね30キロメートル圏外への避難を実施する。 なお、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ない場合は、放射線防護機能を有する施設等に屋内退避することも容認する。	
避難準備区域 【UPZ：Urgent Protective action Planning Zone】	半径おおむね5～30キロメートル圏	事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、防災対策を実施する。 空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）の考え方や施設敷地緊急事態発生後に実施する環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という）の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、避難の準備を進める区域とし、緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、屋内退避又は半径おおむね30キロメートル圏外への避難及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。	避難準備区域 【 <u>緊急防護措置を準備する区域</u> 、UPZ：Urgent Protective action Planning Zone】	半径おおむね5～30キロメートル圏	事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、防災対策を実施する。 空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）の考え方や施設敷地緊急事態発生後に実施する環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という）の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、避難の準備を進める区域とし、緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、屋内退避又は半径おおむね30キロメートル圏外への避難及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。	
放射線量監視地域（UPZ外）	（略）	（略）	放射線量監視地域（UPZ外）	（略）	（略）	

修正前	修正後	修正理由
<p>※1 原子力発電所の状態等に基づく緊急事態判断基準の設定は、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子炉の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力事業者が行う。</p> <p>3 (略)</p>	<p>※1 原子力発電所の状態等に基づく緊急事態判断基準の設定は、原子力規制委員会が示すEALの枠組みに基づき原子炉の特性及び立地地域の状況に応じ、原子力事業者が行う。</p> <p>3 (略)</p>	
<p><b>第4節 発電所の状態に基づく緊急事態区分</b></p> <p>1 発電所の状態に基づく緊急事態区分</p> <p>緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備や実施等を適切に進めることが重要である。</p> <p>このような対応を実現するため、以下のとおり発電所の状況に応じて、緊急事態を下記のとおり区分する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(1) 警戒事態</p> <p>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、<u>原子力規制庁</u>が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリング(放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。)の準備、施設敷地緊急事態要避難者(避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者等(高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。))、安定ヨウ素剤を事前に配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。)の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階</p> <p>(2) 施設敷地緊急事態</p> <p>発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、<u>発電所周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階</u></p>	<p><b>第4節 発電所の状態に基づく緊急事態区分</b></p> <p>1 発電所の状態に基づく緊急事態区分</p> <p>緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備や実施等を適切に進めることが重要である。</p> <p>このような対応を実現するため、以下のとおり発電所の状況に応じて、緊急事態を下記のとおり区分する。</p> <p>(1) <u>情報収集事態</u></p> <p><u>柏崎市又は刈羽村及びその周辺(柏崎市又は刈羽村の震度が発表されない場合は近傍の市町村の震度を用いる。)</u>において、<u>震度5弱以上の地震が発生した段階、その他発電所の運転に影響を及ぼすおそれがある情報が通報された段階</u></p> <p><u>この段階において、市は災害警戒本部を設置する。</u></p> <p>(2) 警戒事態</p> <p>その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリング(放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。)の準備、施設敷地緊急事態要避難者(避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者等(高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者(以下「要配慮者」という。))、安定ヨウ素剤を事前に配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者をいう。以下同じ。)の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階</p> <p><u>この段階において、市は災害警戒本部を設置する。</u></p> <p>(3) 施設敷地緊急事態</p> <p>発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、<u>発電所周辺において施設敷地緊急事態要避難者の避難及び緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正(国の原子力災害対策マニュアルの反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正</p> <p>県計画を踏まえた修正(原子力災害対策指針の反映)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(3) 全面緊急事態 発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階</p>	<p><u>この段階において、市は災害対策本部を設置する。</u> (4) 全面緊急事態 発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、<u>重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階</u> <u>この段階において、市は災害対策本部を設置する。</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正（原子力災害対策指針の反映）</p>
<p style="text-align: center;"><b>第5節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>1 防災関係機関及び市民の役割 (1) (略) (2) 要配慮者への配慮と男女共同参画の視点に立った対策 各業務の計画策定及び実施に当たっては、要配慮者や一時滞在者の安全確保対策並びに男女共同参画の視点に十分配慮する。本編では、特に避難体制の整備、屋内退避所や避難所等の運営等に関し、地震災害対策編第2部第1章第5節、第6節、第10節、第2章第7節、第8節、第9節及び第13節における具体的な対応策を準用する。 (3)～(5) (略)</p> <p>2 防災関係機関及び市民の責務 (1) 市の責務 市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。 <u>(追加)</u></p> <p>(2) 県の責務 県は、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、市町村を包含する広域的地方公共団体として、以下の対策を講じる。 ア (略) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第5節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱</b></p> <p>1 防災関係機関及び市民の役割 (1) (略) (2) 要配慮者への配慮と男女共同参画及び性的少数者の視点に立った対策 各業務の計画策定及び実施に当たっては、要配慮者や一時滞在者の安全確保対策並びに男女共同参画及び性的少数者の視点に十分配慮する。本編では、特に避難体制の整備、屋内退避所や避難所等の運営等に関し、地震災害対策編第2部第1章第5節、第6節、第10節、第2章第7節、第8節、第9節及び第13節における具体的な対応策を準用する。 (3)～(5) (略)</p> <p>2 防災関係機関及び市民の責務 (1) 市の責務 市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び市民の協力を得て防災活動を実施する。 <u>災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</u> <u>男女共同参画の視点からも、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び女性センター・男女共同参画センター等（以下「男女共同参画センター」という。）の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</u></p> <p>(2) 県の責務 県は、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、市町村を包含する広域的地方公共団体として、以下の対策を講じる。 ア (略) <u>イ 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</u> <u>ウ 災害時対応における女性の視点についての理解が促進されるよう、平常時から防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、市町村へ情報提供するなど周知啓発を図る。また、男女共同参画センターが、災害対応力を強化する女性の視点に関する学びの機会の提供等の周知啓発活動ができる</u></p>	<p>他の市計画と整合を図る R4.3月</p> <p>他の市計画と整合を図る R4.3月</p> <p>他の市計画と整合を図る R4.3月</p>

修正前	修正後	修正理由																																
<p>イ 市町村の防災活動を支援し、かつその調整を行う。                      ウ 平常時から自主防災組織やNPO、ボランティア団体等の活動支援やリーダーの育成を図る。                      エ この計画の実効性を高め、<u>地震</u>災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。                      (3)～(6) (略)</p> <p><b>3 各機関等の事務又は業務の大綱</b>                      原子力防災（複合災害時を含む）に関し、各機関等の事務又は業務の大綱は、次に示すとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="154 663 1341 1073"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">上 越 市</td> <td>1～11 (略)</td> </tr> <tr> <td>12 災害広報並びに避難準備情報の発出、<u>避難の勧告</u>、指示に関する事</td> </tr> <tr> <td>13～28 (略)</td> </tr> <tr> <td>29 汚染物質の除去及び除染に関する事</td> </tr> <tr> <td>30～44 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【消防機関】</b></p> <table border="1" data-bbox="154 1251 1341 1478"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上越地域消防事務組合</td> <td>1～10 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【新潟県】</b></p> <table border="1" data-bbox="154 1749 1341 1793"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	上 越 市	1～11 (略)	12 災害広報並びに避難準備情報の発出、 <u>避難の勧告</u> 、指示に関する事	13～28 (略)	29 汚染物質の除去及び除染に関する事	30～44 (略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	上越地域消防事務組合	1～10 (略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱			<p><u>よう、男女共同参画担当部局は、支援に努める。</u></p> <p>エ 市町村の防災活動を支援し、かつその調整を行う。                      オ 平常時から自主防災組織やNPO、ボランティア団体等の活動支援やリーダーの育成を図る。                      カ この計画の実効性を高め、災害の軽減を図るための具体的な計画を策定する。                      (3)～(6) (略)</p> <p><b>3 各機関等の事務又は業務の大綱</b>                      原子力防災（複合災害時を含む）に関し、各機関等の事務又は業務の大綱は、次に示すとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1403 663 2591 1073"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">上 越 市</td> <td>1～11 (略)</td> </tr> <tr> <td>12 災害広報並びに避難準備情報の発出、<u>避難指示等</u>に関する事</td> </tr> <tr> <td>13～28 (略)</td> </tr> <tr> <td>29 <u>放射性物質及び放射性物質に汚染された物質（以下「汚染物質」という。）</u>の除去及び除染に関する事</td> </tr> <tr> <td>30～44 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【消防機関】</b></p> <table border="1" data-bbox="1403 1251 2591 1478"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上越地域消防事務組合</td> <td>1～10 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【新潟県】</b></p> <table border="1" data-bbox="1403 1749 2591 1793"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	上 越 市	1～11 (略)	12 災害広報並びに避難準備情報の発出、 <u>避難指示等</u> に関する事	13～28 (略)	29 <u>放射性物質及び放射性物質に汚染された物質（以下「汚染物質」という。）</u> の除去及び除染に関する事	30～44 (略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	上越地域消防事務組合	1～10 (略)	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱			<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）                      県計画を踏まえた修正（記述の明確化）</p>
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																	
上 越 市	1～11 (略)																																	
	12 災害広報並びに避難準備情報の発出、 <u>避難の勧告</u> 、指示に関する事																																	
	13～28 (略)																																	
	29 汚染物質の除去及び除染に関する事																																	
30～44 (略)																																		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																	
上越地域消防事務組合	1～10 (略)																																	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																	
上 越 市	1～11 (略)																																	
	12 災害広報並びに避難準備情報の発出、 <u>避難指示等</u> に関する事																																	
	13～28 (略)																																	
	29 <u>放射性物質及び放射性物質に汚染された物質（以下「汚染物質」という。）</u> の除去及び除染に関する事																																	
30～44 (略)																																		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																	
上越地域消防事務組合	1～10 (略)																																	
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱																																	

上越市地域防災計画 原子力災害対策編

修正前		修正後		修正理由
新潟県	1～8 (略) 9 県原子力警戒本部の設置・廃止に関すること 10～38 (略) 39 避難の勧告及び指示に関すること 40～56 (略)	新潟県	1～8 (略) 9 県原子力災害警戒本部の設置・廃止に関すること 10～38 (略) 39 避難指示等に関すること 40～56 (略)	
新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署	1～7 (略)	新潟県警察本部 上越警察署 妙高警察署	1～7 (略)	
地域災害拠点病院 県立中央病院	1～2 (略)	地域災害拠点病院 県立中央病院	1～2 (略)	
<b>【指定地方行政機関】</b>		<b>【指定地方行政機関】</b>		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
北陸農政局 長岡地域センター	1～3 (略)	北陸農政局 長岡地域センター	1～3 (略)	
東北経済産業局	1～2 (略)	東北経済産業局	1～2 (略)	
上越森林管理署	1～3 (略)	上越森林管理署	1～3 (略)	
第九管区海上保安本部 (上越海上保安署)	1～10 (略)	第九管区海上保安本部 (上越海上保安署)	1～10 (略)	
東京管区气象台 (新潟地方气象台)	1～7 (略)	東京管区气象台 (新潟地方气象台)	1～7 (略)	
上越労働基準監督署	1 (略)	上越労働基準監督署	1 (略)	
北陸地方整備局	1 (略)	北陸地方整備局	1 (略)	
北陸地方整備局 高田河川国道事務所	1～4 (略)	北陸地方整備局 高田河川国道事務所	1～4 (略)	
<b>【陸上自衛隊】</b>		<b>【陸上自衛隊】</b>		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
陸上自衛隊高田駐屯地	1～4 (略)	陸上自衛隊高田駐屯地	1～4 (略)	
<b>【指定公共機関】</b>		<b>【指定公共機関】</b>		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	



上越市地域防災計画 原子力災害対策編

修正前		修正後		修正理由
東日本旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	1 (略)	東日本旅客鉄道株式会社 西日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	1 (略)	分社化の反映
東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモ KDDI 株式会社	1～2 (略)	東日本電信電話株式会社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモ KDDI 株式会社	1～2 (略)	
日本赤十字社 新潟県支部	1～6 (略)	日本赤十字社 新潟県支部	1～6 (略)	
日本放送協会	1～2 (略)	日本放送協会	1～2 (略)	
日本郵便株式会社	1 (略)	日本郵便株式会社	1 (略)	
東日本高速道路株式会社 新潟支社 上越管理事務所	1～3 (略)	東日本高速道路株式会社 新潟支社 上越管理事務所	1～3 (略)	
東北電力株式会社 上越営業所	1～2 (略)	東北電力株式会社 上越営業所 <u>東北電力ネットワーク株 式会社</u> <u>上越電力センター</u>	1～2 (略)	
日本通運株式会社新潟支 店	1 (略)	日本通運株式会社高田支 店	1 (略)	
【指定地方公共機関】		【指定地方公共機関】		関係機関の意見に 基づく修正（新潟 県トラック協会上 越支部）R4.3月
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
土地改良区	1 (略)	土地改良区	1 (略)	
一般社団法人 新潟県エリピーカス協会 上越支部	1～2 (略)	一般社団法人 新潟県エリピーカス協会 上越支部	1～2 (略)	
北越急行株式会社 えぎごトキめき鉄道株式会社	1 (略)	北越急行株式会社 えぎごトキめき鉄道株式会社	1 (略)	
佐渡汽船株式会社	1 (略)	佐渡汽船株式会社	1 (略)	

上越市地域防災計画 原子力災害対策編

修正前		修正後		修正理由	
新潟運輸株式会社上越支店 中越運送株式会社上越支店 上越運送株式会社 頸城運送倉庫株式会社 頸城自動車株式会社 公益社団法人 新潟県トラック協会上越支部	1 (略)	新潟運輸株式会社上越支店 中越運送株式会社北信越支社 上越運送株式会社 頸城運送倉庫株式会社 頸城自動車株式会社 公益社団法人 新潟県トラック協会上越支部	1 (略)	関係機関の意見に基づく修正（新潟県トラック協会上越支部）R4.3月	
株式会社新潟放送 株式会社新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ21 株式会社エフエムラジオ新潟  新潟県民エフエム放送株式会社 エフエム上越株式会社 上越ケーブルビジョン株式会社	1～3 (略)	株式会社新潟放送 株式会社NST新潟総合テレビ 株式会社テレビ新潟放送網 株式会社新潟テレビ21 株式会社エフエムラジオ新潟 <u>(削除)</u>  <u>(削除)</u> 上越ケーブルビジョン株式会社	1～3 (略)		組織名変更
株式会社新潟日報社 上越支社	1 (略)	株式会社新潟日報社 上越支社	1 (略)		県計画を踏まえた修正（新潟県民エフエム放送欄が、令和2年6月30日に「FM PORT」を廃局したため）R2.10月 コミュニティーFMの事業譲渡に伴う修正（広報対話課）R3.3月
社団法人新潟県医師会	1～2 (略)	社団法人新潟県医師会	1～2 (略)		
【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】		【その他の公共的団体・防災上重要な施設の管理者等】			
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
えちご上越農業協同組合 漁業協同組合等	1～5 (略)	えちご上越農業協同組合 漁業協同組合等	1～5 (略)		
一般社団法人上越医師会	1～2 (略)	一般社団法人上越医師会	1～2 (略)		
公益社団法人 新潟県接骨師会 上越支部	1 (略)	公益社団法人 新潟県接骨師会 上越支部	1 (略)		

上越市地域防災計画 原子力災害対策編

修正前		修正後		修正理由
病院、診療所	1～2 (略)	病院、診療所	1～2 (略)	
上越商工会議所 商工会	1 災害時における物価の安定についての協力、徹底に関すること 2 救助用物資、復旧資機材の確保についての協力、斡旋に関すること	上越商工会議所 商工会	1～2 (略)	
公庫・金融機関	1 災害時における融資・貸付等の金融支援に関すること	公庫・金融機関	1 (略)	
一般運輸事業者	1 災害時における緊急輸送の確保に関すること	一般運輸事業者	1 (略)	
一般建設事業者	1 災害時における応急復旧に関すること	一般建設事業者	1 (略)	
危険物関係施設の管理者	1 災害時における危険物の保安措置に関すること	危険物関係施設の管理者	1 (略)	
公益社団法人 上越市有線放送電話協 会	1 災害時における広報活動に関すること 2 緊急放送に関すること	公益社団法人 上越市有線放送電話協 会	1～2 (略)	
株式会社上越タイムス	1 災害時における広報活動に関すること	株式会社上越タイムス	1 (略)	
社会福祉法人 上越社会福祉協議会	1 市災害ボランティアセンターの設置運営に関すること	社会福祉法人 上越社会福祉協議会	1 (略)	
上越市町内会長連絡協議 会(上越市防災委員会)	1 災害時における情報伝達に関すること 2 災害時における関係機関の連絡に関すること	上越市町内会長連絡協議 会(上越市防災委員会)	1～2 (略)	
自主防災組織 (町内会)	1～5 (略)	自主防災組織 (町内会)	1～5 (略)	
NPO 法人新潟県災害救援 機構 各種団体	1 (略)	NPO 法人新潟県災害救援 機構 各種団体	1 (略)	
【原子力事業者】		【原子力事業者】		
機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱	
東京電力ホールディングス 株式会社	1～9 (略)	東京電力ホールディングス 株式会社	1～9 (略)	

修正前		修正後		修正理由																																																								
<p><b>第6節 用語の解説</b></p> <p>この計画における主な用語の解説は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定ヨウ素剤</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>甲状腺</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>スクリーニング</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>放射性物質拡散予測計算システム</td> <td> <p>周辺環境の放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを地勢や気象データを考慮して迅速に被ばく線量を計算するシステム。</p> <p>大量の放射性物質が放出されるという事態が発生、又はおそれのある場合に、住民避難などの防護対策を検討するために使用される。</p> </td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>環境放射線モニタリング</td> <td> <p>原子力発電所周辺等で行われる放射線・放射能の測定のこと。</p> <p>原子力発電所周辺の監視を目的とした平時からの環境放射線モニタリングと、原子力災害発生時に実施する緊急時の環境放射線モニタリングがある。</p> </td> </tr> <tr> <td>放射性プルーム</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策支援システム(ERSS)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>情報収集事態</td> <td> <p>原子力施設等立地市町村において震度5弱以上の地震が発生した場合のこと。</p> </td> </tr> <tr> <td>避難所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難経由所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>		用語	解説	安定ヨウ素剤	(略)	甲状腺	(略)	スクリーニング	(略)	モニタリングポスト	(略)	放射性物質拡散予測計算システム	<p>周辺環境の放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを地勢や気象データを考慮して迅速に被ばく線量を計算するシステム。</p> <p>大量の放射性物質が放出されるという事態が発生、又はおそれのある場合に、住民避難などの防護対策を検討するために使用される。</p>	(追加)	(追加)	環境放射線モニタリング	<p>原子力発電所周辺等で行われる放射線・放射能の測定のこと。</p> <p>原子力発電所周辺の監視を目的とした平時からの環境放射線モニタリングと、原子力災害発生時に実施する緊急時の環境放射線モニタリングがある。</p>	放射性プルーム	(略)	緊急時対策支援システム(ERSS)	(略)	情報収集事態	<p>原子力施設等立地市町村において震度5弱以上の地震が発生した場合のこと。</p>	避難所	(略)	避難経由所	(略)	(追加)	(追加)	<p><b>第6節 用語の解説</b></p> <p>この計画における主な用語の解説は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>解説</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定ヨウ素剤</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>甲状腺</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>スクリーニング</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>放射性物質拡散予測情報</td> <td> <p>周辺環境の地勢や気象データを考慮して、放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを予測した情報</p> </td> </tr> <tr> <td>環境放射線モニタリング</td> <td> <p>原子力発電所周辺等で行われる放射線・放射能の測定のこと。</p> <p>原子力発電所周辺の監視を目的とした平時からの環境放射線モニタリングと、原子力災害発生時に実施する緊急時の環境放射線モニタリング(緊急時モニタリング)がある。</p> </td> </tr> <tr> <td>放射性プルーム</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策支援システム(ERSS)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>避難所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難経由所</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災業務関係者</td> <td> <p>緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、スクリーニング、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓開、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動及び汚染物質の除去等の災害復旧活動を実施する国、自治体の職員等。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		用語	解説	安定ヨウ素剤	(略)	甲状腺	(略)	スクリーニング	(略)	モニタリングポスト	(略)	(削除)	(削除)	放射性物質拡散予測情報	<p>周辺環境の地勢や気象データを考慮して、放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを予測した情報</p>	環境放射線モニタリング	<p>原子力発電所周辺等で行われる放射線・放射能の測定のこと。</p> <p>原子力発電所周辺の監視を目的とした平時からの環境放射線モニタリングと、原子力災害発生時に実施する緊急時の環境放射線モニタリング(緊急時モニタリング)がある。</p>	放射性プルーム	(略)	緊急時対策支援システム(ERSS)	(略)	(削除)	(削除)	避難所	(略)	避難経由所	(略)	防災業務関係者	<p>緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、スクリーニング、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓開、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動及び汚染物質の除去等の災害復旧活動を実施する国、自治体の職員等。</p>	<p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p> <p>県計画を踏まえた修正(本編中に当該用語に関する記述が多いことに伴う追加)</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p> <p>県計画を踏まえた修正(第1部第4節に項目を新設するため削除)</p> <p>県計画を踏まえた修正(本編中に当該用語に関する記述が多いことに伴う追加)</p>
用語	解説																																																											
安定ヨウ素剤	(略)																																																											
甲状腺	(略)																																																											
スクリーニング	(略)																																																											
モニタリングポスト	(略)																																																											
放射性物質拡散予測計算システム	<p>周辺環境の放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを地勢や気象データを考慮して迅速に被ばく線量を計算するシステム。</p> <p>大量の放射性物質が放出されるという事態が発生、又はおそれのある場合に、住民避難などの防護対策を検討するために使用される。</p>																																																											
(追加)	(追加)																																																											
環境放射線モニタリング	<p>原子力発電所周辺等で行われる放射線・放射能の測定のこと。</p> <p>原子力発電所周辺の監視を目的とした平時からの環境放射線モニタリングと、原子力災害発生時に実施する緊急時の環境放射線モニタリングがある。</p>																																																											
放射性プルーム	(略)																																																											
緊急時対策支援システム(ERSS)	(略)																																																											
情報収集事態	<p>原子力施設等立地市町村において震度5弱以上の地震が発生した場合のこと。</p>																																																											
避難所	(略)																																																											
避難経由所	(略)																																																											
(追加)	(追加)																																																											
用語	解説																																																											
安定ヨウ素剤	(略)																																																											
甲状腺	(略)																																																											
スクリーニング	(略)																																																											
モニタリングポスト	(略)																																																											
(削除)	(削除)																																																											
放射性物質拡散予測情報	<p>周辺環境の地勢や気象データを考慮して、放射性物質の大気中濃度及び被ばく線量などを予測した情報</p>																																																											
環境放射線モニタリング	<p>原子力発電所周辺等で行われる放射線・放射能の測定のこと。</p> <p>原子力発電所周辺の監視を目的とした平時からの環境放射線モニタリングと、原子力災害発生時に実施する緊急時の環境放射線モニタリング(緊急時モニタリング)がある。</p>																																																											
放射性プルーム	(略)																																																											
緊急時対策支援システム(ERSS)	(略)																																																											
(削除)	(削除)																																																											
避難所	(略)																																																											
避難経由所	(略)																																																											
防災業務関係者	<p>緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、スクリーニング、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓開、原子力施設内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動及び汚染物質の除去等の災害復旧活動を実施する国、自治体の職員等。</p>																																																											

修正前	修正後	修正理由
第2部 原子力災害対策	第2部 原子力災害対策	
第1章 原子力災害事前対策	第1章 原子力災害事前対策	
第1節 (略)	第1節 (略)	
第2節 (略)	第2節 (略)	
第3節 (略)	第3節 (略)	
第4節 (略)	第4節 (略)	
<p data-bbox="130 1052 1110 1100">第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p data-bbox="130 1125 1329 1167">担当：危機管理課、環境保全課</p> <p data-bbox="130 1220 320 1251">1～2 (略)</p> <p data-bbox="130 1310 397 1341">3 それぞれの役割</p> <p data-bbox="130 1356 308 1388">(1) 市の役割</p> <p data-bbox="160 1402 308 1434">① (略)</p> <p data-bbox="160 1449 682 1480">② 応急・復旧活動に必要な資機材の確保</p> <p data-bbox="189 1495 1353 1610">燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。</p> <p data-bbox="219 1625 397 1656">③～④ (略)</p>	<p data-bbox="1383 1052 2362 1100">第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え</p> <p data-bbox="1383 1125 1828 1167">担当：危機管理課、環境保全課</p> <p data-bbox="1383 1220 1573 1251">1～2 (略)</p> <p data-bbox="1383 1310 1650 1341">3 それぞれの役割</p> <p data-bbox="1383 1356 1561 1388">(1) 市の役割</p> <p data-bbox="1412 1402 1561 1434">① (略)</p> <p data-bbox="1412 1449 1935 1480">② 応急・復旧活動に必要な資機材の確保</p> <p data-bbox="1442 1495 2605 1610">燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。</p> <p data-bbox="1412 1625 1590 1656">③～④ (略)</p>	<p data-bbox="2626 1495 2834 1568">県計画を踏まえた修正（文言整理）</p>
第6節 (略)	第6節 (略)	

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第7節 緊急事態応急体制の整備</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、人事課、環境保全課</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 市の役割</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 屋内退避又は避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>⑦～⑨ (略)</p> <p>⑩ 専門家の派遣要請</p> <p>原子力事業者より警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに専門的知識を有する者による情報の分析が得られる体制を整備するとともに、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておく。</p> <p>⑪～⑫ (略)</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>① 避難住民の受入可能市町村との調整</p> <p>市町村の区域を<u>超</u>えて避難する住民の受入れが可能な市町村（以下「受入可能市町村」という。）との調整のほか、市町村による放射線、放射性物質濃度の測定等の支援、原子力防災訓練での連携等、平常時から、市町村と緊密な連携を図る。</p> <p>また、広域避難所の選定、市町村の屋内退避・避難計画立案支援等、避難指示を出した市町村（以下「避難市町村」という。）と受入可能市町村間の連携や協力体制を支援する。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 広域的相互応援体制の整備</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第7節 緊急事態応急体制の整備</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、人事課、環境保全課</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 それぞれの役割</b></p> <p>(1) 市の役割</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 屋内退避又は避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>⑦～⑨ (略)</p> <p>⑩ 専門家の派遣要請</p> <p>原子力事業者より警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、速やかに専門的知識を有する者による情報の分析が得られる体制を整備するとともに、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておく。</p> <p>⑪～⑫ (略)</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>① 避難住民の受入可能市町村との調整</p> <p>市町村の区域を<u>越</u>えて避難する住民の受入れが可能な市町村（以下「受入可能市町村」という。）との調整のほか、市町村による放射線、放射性物質濃度の測定等の支援、原子力防災訓練での連携等、平常時から、市町村と緊密な連携を図る。</p> <p>また、広域避難所の選定、市町村の屋内退避・避難計画立案支援等、避難指示を出した市町村（以下「避難市町村」という。）と受入可能市町村間の連携や協力体制を支援する。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 広域的相互応援体制の整備</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、<u>公的機関・供給事業者等</u>の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>誤字の修正</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>④ 緊急時モニタリング体制等の整備</p> <p>県は、原子力災害により緊急時に発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定の結果を防護措置の実施の判断等に活用できるように、緊急時モニタリングの体制整備及び適切な制度の測定能力維持に努める。</p> <p>なお、県は、原子力規制庁が設置する緊急時モニタリングセンターに参画し、国、市町村、関係道府県、原子力事業者等が連携して緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ モニタリング設備・機器等の整備・維持</p> <p>平常時又は原子力災害発生時に、発電所からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響を評価するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型モニタリング用設備及び機器、環境試料分析装置、並びに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持する。</p> <p>エ 緊急時モニタリング要員の確保</p> <p>原子力規制庁による緊急時モニタリングセンターの体制準備と、動員計画の作成に協力し、必要な要員をあらかじめ定める。</p> <p>オ～カ (略)</p> <p>キ <u>放射性物質拡散予測計算システムの整備・維持</u></p> <p><u>放射性物質の大気中拡散予測を適切に実施するため、国、指定公共機関、原子力事業者と連携し、放射性物質拡散予測計算システム等の整備等を図る。</u></p> <p><u>また、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象(風向・風速・降雨量等)や大気中拡散予測の特性を事前に整理する。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>④ 緊急時モニタリング体制等の整備</p> <p>県は、原子力災害により緊急時に発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定の結果を防護措置の実施の判断等に活用できるように、緊急時モニタリングの体制整備及び適切な制度の測定能力維持に努める。</p> <p>なお、県は、原子力規制庁が設置する緊急時モニタリングセンターに参画し、国、市町村、関係道府県、原子力事業者等が連携して緊急時モニタリングを実施する。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ モニタリング設備・機器等の整備・維持</p> <p>平常時又は原子力災害発生時に、発電所からの放射性物質の放出又は放射線による周辺環境への影響を評価するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型モニタリング用設備及び機器、環境試料分析装置、並びに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持する。</p> <p>エ 緊急時モニタリング要員の確保</p> <p>原子力規制庁による緊急時モニタリングセンターの体制整備と、動員計画の作成に協力し、必要な要員をあらかじめ定める。</p> <p>オ～カ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(記載の適正化)</p> <p>県計画を踏まえた修正(記載の適正化)</p> <p>県計画を踏まえた修正(実態に合わせた修正)</p>
<p><b>第8節 屋内退避・避難体制の整備</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、市民課、高齢者支援課、保育課、こども課、学校教育課、施設を管理する課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市の役割</p>	<p><b>第8節 屋内退避・避難体制の整備</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、市民課、高齢者支援課、保育課、こども課、学校教育課、施設を管理する課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市の役割</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>① (略)</p> <p>② 屋内退避所、避難所等の確保・調整 ア～エ (略) <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>⑧ 住民等の避難状況の確認体制の整備 避難勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するため、警察、消防等防災関係機関とあらかじめ必要な体制を整備する。 なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所等以外に避難をする場合があることに留意し、市が指定した避難所等以外に避難をした場合には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。 ⑨～⑩ (略)</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 避難所の確保・調整 市町村の区域を超えて避難が必要となる場合に備え、県内市町村と協議し、受入可能市町村が、重点区域を含む市町村ごとに複数となるよう調整するとともに、避難施設の選定を行う。 なお、複合災害での被害が甚大で県内市町村での避難者の受入れが困難と見込まれる場合を想定し、国の協力のもと、避難の受入れに関する事項について、近隣県と調整のうえ、避難施設を選定する。 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>① (略)</p> <p>② 屋内退避所、避難所等の確保・調整 ア～エ (略) <u>オ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。</u></p> <p><u>カ 避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。</u></p> <p>③～⑦ (略)</p> <p>⑧ 住民等の避難状況の確認体制の整備 <u>避難・退避のための立ち退きの指示等</u>を行った場合において、住民等の避難・退避状況を的確に確認するため、警察、消防等防災関係機関とあらかじめ必要な体制を整備する。 なお、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所等以外に避難をする場合があることに留意し、市が指定した避難所等以外に避難をした場合には、市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知する。 ⑨～⑩ (略)</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 避難所の確保・調整 ア 市町村の区域を超えて避難が必要となる場合に備え、県内市町村と協議し、受入可能市町村が、重点区域を含む市町村ごとに複数となるよう調整するとともに、避難施設の選定を行う。 なお、複合災害での被害が甚大で県内市町村での避難者の受入れが困難と見込まれる場合を想定し、国の協力のもと、避難の受入れに関する事項について、近隣県と調整のうえ、避難施設を選定する。 <u>イ 県は、ホテルや旅館等の避難所としての活用について、業界団体に対し、協力依頼を行う。</u> <u>ウ 県は、新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平常時から市町村と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。</u></p> <p>③～⑥ (略)</p> <p>(3)～(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>誤字の修正</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>
<p><b>第9節 複合災害時対応体制の整備</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、環境保全課、健康づくり推進課</p>	<p><b>第9節 複合災害時対応体制の整備</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、環境保全課、健康づくり推進課</p>	



修正前	修正後	修正理由
<p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 緊急時モニタリング体制の整備 大規模自然災害等による道路等の被災、モニタリングポストや資機材等の被災及び要員の不足等に備えて、代替手段や活動等体制を原子力規制庁の動員計画を踏まえて整備する。</p> <p>③～⑤ (略)</p>	<p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 緊急時モニタリング体制の整備 大規模自然災害等による道路等の被災、モニタリング設備・機器等の被災及びモニタリング要員の不足等に備えて、代替手段や活動等の体制を原子力規制庁の動員計画を踏まえて整備する。</p> <p>③～⑤ (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p>
<p><b>第10節 (略)</b></p>	<p><b>第10節 (略)</b></p>	
<p><b>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、人事課、健康づくり推進課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市及び上越地域消防事務組合の役割</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 物資の調達、供給活動 ア～イ (略) <u>(追加)</u></p> <p>(2) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 原子力災害医療体制の整備 ア～カ (略) <u>(追加)</u></p>	<p><b>第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備</b></p> <p>担当：危機管理課、市民安全課、人事課、健康づくり推進課</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市及び上越地域消防事務組合の役割</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 物資の調達、供給活動 ア～イ (略) <u>ウ 県と連携し、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</u></p> <p>(2) 県の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 原子力災害医療体制の整備 ア～カ (略) <u>キ 関係機関等と調整の上、原子力災害医療の中核的機能を担うための拠点となる原子力災害拠点病院を指定し、原子力災害対策に協力できる原子力災害医療協力機関を登録するなど、地域の原</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>キ 国、医療機関、関係機関等と連携し、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等に対するスクリーニング及び除染を実施する体制を整備する。</p> <p>ク 避難所等に救護所を設置し、被ばく等のない一般傷病者の医療救護を実施する体制を整備するとともに、救護所間等の情報連絡体制について必要な体制を整備する。</p> <p>ケ 国及び市町村とともに、救護所等において心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。</p> <p>(3) 原子力事業者の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 原子力事業者による原子力災害医療体制整備</p> <p>ア 原子力事業者は、発電所内での指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体制を整備するとともに、県、市町村、医療機関及び搬送機関等との通報連絡、<u>被ばく患者の搬送及び受入れ</u>について必要な体制を整備する。</p> <p>イ 原子力事業者は、<u>被ばく患者</u>の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理し、被ばく医療を行える体制を整備する。</p>	<p><u>子力災害医療体制の整備に努める。</u></p> <p>ク 国、医療機関、関係機関等と連携し、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等に対するスクリーニング及び除染を実施する体制を整備する。</p> <p>ケ 避難所等に救護所を設置し、被ばく等のない一般傷病者の医療救護を実施する体制を整備するとともに、救護所間等の情報連絡体制について必要な体制を整備する。</p> <p>ユ 国及び市町村とともに、救護所等において心身の健康に関する相談に応じるための体制を整備する。</p> <p>(3) 原子力事業者の役割</p> <p>① (略)</p> <p>② 原子力事業者による原子力災害医療体制整備</p> <p>ア 原子力事業者は、発電所内での指揮命令、通報連絡及び情報伝達に係る体制を整備するとともに、県、市町村、医療機関及び搬送機関等との通報連絡、<u>放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。）の搬送及び受入れ</u>について必要な体制を整備する。</p> <p>イ 原子力事業者は、<u>被ばく傷病者等</u>の応急処置及び除染を行う設備等を整備し、維持・管理し、被ばく医療を行える体制を整備する。</p>	<p>画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>
<p><b>第12節 (略)</b></p>	<p><b>第12節 (略)</b></p>	
<p><b>第13節 行政機関の業務継続計画の策定</b></p> <p>担当：人事課、市民安全課</p> <p>1 基本方針</p> <p>原子力災害によって、木田庁舎及び各区総合事務所の所在地が避難勧告又は指示を受ける地域に含まれる可能性があることから、退避先及び継続すべき業務事項を整理する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市の役割</p> <p>① 業務継続計画（BCP）の策定等による業務継続性の確保</p> <p>木田庁舎及び各区総合事務所の所在地が避難勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合に備え、県が調整した受入市町村と調整し、行政機能の移転候補施設を選定する。あわせて、移転先におい</p>	<p><b>第13節 行政機関の業務継続計画の策定</b></p> <p>担当：人事課、市民安全課</p> <p>1 基本方針</p> <p>原子力災害によって、木田庁舎及び各区総合事務所の所在地が避難指示等を受ける地域に含まれる可能性があることから、退避先及び継続すべき業務事項を整理する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 それぞれの役割</p> <p>(1) 市の役割</p> <p>① 業務継続計画（BCP）の策定等による業務継続性の確保</p> <p>木田庁舎及び各区総合事務所の所在地が避難指示等を受けた地域に含まれた場合に備え、県が調整した受入市町村と調整し、行政機能の移転候補施設を選定する。あわせて、移転先において優先</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>て優先度の高い業務を継続するため、業務継続計画を策定する。 ② (略)</p>	<p>度の高い業務を継続するため、業務継続計画を策定する。 ② (略)</p>	<p>画の反映)</p>
<p>第14節 (略)</p>	<p>第14節 (略)</p>	
<p>第15節 (略)</p>	<p>第15節 (略)</p>	
<p>第16節 (略)</p>	<p>第16節 (略)</p>	
<p>第2章 緊急事態応急対策</p>	<p>第2章 緊急事態応急対策</p>	
<p>第1節 (略)</p>	<p>第1節 (略)</p>	
<p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制の確保</p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、生活環境班、災害対策班（各区総合事務所）</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態等の発生情報等の連絡</p> <p>① (略)</p> <p>② 警戒事態が発生した場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行う。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するとともに、即時避難区域（PAZ）を含む市村に対しては、連絡体制の確立等の必要な体制をとり、施設緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、さらに、放射線量監視地域（UPZ外）の区域を管轄する市町に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力</u></p>	<p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制の確保</p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、生活環境班、災害対策班（各区総合事務所）</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 業務の内容</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態等の発生情報等の連絡</p> <p>① (略)</p> <p>② 警戒事態が発生した場合</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断された場合は、原子力規制委員会及び内閣府は、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「国の事故警戒本部」という。）及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置する。</u></p> <p><u>また、原子力規制委員会は、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行う。また、国の事故警戒本部は、重点区域を含む市町村に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するとともに、即時避難区域（PAZ）を含む市</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>するよう、要請する。</p> <p>ウ (略)</p> <p>③ 原子力事業者から施設敷地緊急事態発生時の通報・連絡があった場合</p> <p>ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生時の通報を受けた場合、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察本部、柏崎警察署、柏崎市消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付する。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認する。</p> <p>あわせて、安全協定に基づき所定の様式により県内全市町村へ通報・連絡する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について本市をはじめ<u>官邸（内閣官房）、県、即時避難区域（PAZ）を含む市村、県警察及び公衆に連絡する。</u>また、即時避難区域（PAZ）を含む市村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、避難準備区域（UPZ）を含む市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、<u>放射線量監視地域（UPZ外）</u>の区域を管轄する市町村に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>村に対しては、原子力事業所の被害状況に応じて、原災指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、さらに、<u>避難準備区域（UPZ）外の市町村</u>に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請する。</p> <p><u>この際併せて、気象情報を提供することとされている。</u></p> <p>ウ (略)</p> <p>③ 原子力事業者から施設敷地緊急事態発生時の通報・連絡があった場合</p> <p>ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生時の通報を受けた場合、官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、県警察本部、柏崎警察署、柏崎市消防本部、新潟海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付する<u>（原災法第10条に基づく通報）</u>。さらに、直ちに主要な機関等に対してはその着信を確認する。</p> <p>あわせて、安全協定に基づき所定の様式により県内全市町村へ通報・連絡する。</p> <p>イ <u>国は、原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生時の通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「国の事故対策本部」という。）及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故現地合同対策本部（以下「国の事故現地対策本部」という。）を設置する。</u></p> <p>ウ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通しや事故情報等について<u>国の事故対策本部内に情報を共有する。国の事故対策本部は、本市をはじめ県、即時避難区域（PAZ）及び避難準備区域（UPZ）を含む市町村及び県警察に連絡する。</u>また、即時避難区域（PAZ）を含む市村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難等の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、避難準備区域（UPZ）を含む市町に対しては、屋内退避等の防護措置の準備を行うよう、<u>避難準備区域（UPZ）外の市町村</u>に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等の避難等の防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請する。</p> <p>エ <u>県及び重点区域を含む市町村等が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するにあたり、次の事項について、国の事故警戒本部等において、要請内容の判断のため県及び重点区域を含む市町村等より事前の状況把握を行うとともに、要請後においても、国の事故対策本部と県及び重点区域を含む市町村等は、防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県と国及び重点区域を含む市町村等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針</li> <li>・避難ルート、避難先の概要</li> <li>・移動手手段の確保見込み</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>ウ 市は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する防災関係機関に連絡する。</p> <p>エ 原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、<u>施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、本市をはじめ県、原子力規制委員会、重点区域を含む市町村に連絡する。</u></p>	<p>オ 市は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、関係する防災関係機関に連絡する。</p> <p>カ 原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、直ちに現場の状況等を確認し、<u>その結果について速やかに国の事故対策本部へ連絡する。また、国の事故対策本部より連絡を受けた国の事故現地対策本部は、本市をはじめ、県および重点区域を含む市町村に対して情報提供を行うとともに、今後の情報に注意するよう住民等への注意喚起を行うよう要請する。</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正（実態に合わせた修正）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>【発電所内での事象発生時】</p> <p>原子力事業者 (原子力防災管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新潟県防災局原子力安全対策課 (新潟県知事)</li> <li>柏崎市危機管理部防災・原子力課 (柏崎市市長)</li> <li>刈羽村総務課 (刈羽村長)</li> <li>上越市 (上越市長)</li> <li>上記を除く市町村 (市町村長)</li> <li>新潟県警察本部警備第二課</li> <li>柏崎警察署警備課</li> <li>柏崎市消防本部</li> <li>新潟労働局労働基準部健康安全課</li> <li>長岡労働基準監督署安全衛生課</li> <li>新潟海上保安部警備救難課</li> <li>陸上自衛隊東部方面総監部防衛部 (第12旅団司令部)</li> <li>柏崎刈羽原子力規制事務所</li> <li>経済産業省東北経済産業局総務企画部総務課</li> <li>内閣府 (内閣総理大臣)</li> <li>原子力規制庁緊急事案対策室 (原子力規制委員会)</li> <li>経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課</li> <li>内閣官房</li> <li>内閣府政策統括官 (原子力防災担当) 付</li> </ul> <p>* 防災関係機関</p> <p>(県内全市町村・消防本部)</p> <p>近隣県</p> <p>指定公共機関</p> <p>指定行政機関</p> <p>原災法第10条第1項に基づく通報先          電話によるファクシミリ着信の確認          - - -&gt; ファクシミリによる送信 (ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡)          - -&gt; 電話等による連絡</p> <p>* 防災関係機関 : 新潟県地域防災計画 (原子力災害対策編) 第1章第6節に掲げる表中の「指定地方行政機関」・「自衛隊」・「指定公共機関」・「指定地方公共機関」・「その他の公共機関」</p>	<p>【発電所内での事象発生時】</p> <p>原子力事業者 (原子力防災管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>新潟県防災局原子力安全対策課 (新潟県知事)</li> <li>柏崎市危機管理部防災・原子力課 (柏崎市市長)</li> <li>刈羽村総務課 (刈羽村長)</li> <li>上越市 (上越市長)</li> <li>上記を除く市町村 (市町村長)</li> <li>新潟県警察本部警備第二課</li> <li>柏崎警察署警備課</li> <li>柏崎市消防本部</li> <li>新潟労働局労働基準部健康安全課</li> <li>長岡労働基準監督署安全衛生課</li> <li>新潟海上保安部警備救難課</li> <li>陸上自衛隊東部方面総監部防衛部 (第12旅団司令部)</li> <li>柏崎刈羽原子力規制事務所</li> <li>経済産業省東北経済産業局総務企画部総務課</li> <li>内閣府 (内閣総理大臣)</li> <li>原子力規制庁緊急事案対策室 (原子力規制委員会)</li> <li>経済産業省資源エネルギー庁原子力政策課</li> <li>内閣官房</li> <li>内閣府政策統括官 (原子力防災担当) 付</li> </ul> <p>* 防災関係機関</p> <p>(県内全市町村・消防本部)</p> <p>近隣県</p> <p>指定公共機関</p> <p>指定行政機関</p> <p>原災法第10条第1項に基づく通報先          電話によるファクシミリ着信の確認          - - -&gt; ファクシミリによる送信 (ファクシミリが使えない場合、衛星電話等による連絡)          - -&gt; 電話等による連絡</p> <p>* 防災関係機関 : 新潟県地域防災計画 (原子力災害対策編) 第1章第6節に掲げる表中の「指定地方行政機関」・「自衛隊」、<u>新潟県地域防災計画 (資料編) の防災組織に関する資料に掲げる表中の</u>「指定公共機関」・「指定地方公共機関」・「その他の公共機関」</p>	<p>県計画を踏まえた修正 (内閣府への矢印を実線に修正)</p> <p>県計画を踏まえた修正 (記載の適正化)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>(2) 応急対策活動情報の連絡</p> <p>① (略)</p> <p>② 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p> <p>ア (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>イ 原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行う。</p> <p>市は、国の現地対策本部、県、指定公共機関、指定地方行政機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、原子力防災センター（オフサイトセンター）において、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民等の屋内退避・避難の状況把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。</p> <p>ウ 市は、原子力防災センターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。</p> <p>(追加)</p> <p>エ <u>原子力防災専門官等現地に配置された国の職員は、原子力防災センターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに、緊急事態応急対策実施区域に係る市町村及び県をはじめ原子力事業者、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行う。</u></p> <p>(3) 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>県は、緊急時において、原子力規制庁が設置する緊急時モニタリングセンターに参画し、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集と防護措置の実施の判断材料及び住民等と環境への放射線影響の評価材料を的確に提供し、住民の安全確保を図る。</p>	<p>(2) 応急対策活動情報の連絡</p> <p>① (略)</p> <p>② 全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>国の事故対策本部は、官邸（内閣官房）に原子力緊急事態宣言案並びに知事及び関係市町村長に対する原災法第15条第3項に基づく指示案を送付するとともに、当該指示案を知事及び関係市町村長に伝達する。</u></p> <p>ウ <u>県及び重点区域を含む市町村等が全面緊急事態における防護措置を実施するにあたり、次の事項について、国の事故対策本部等において、指示内容の判断のため県及び重点区域を含む市町村等より事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県と国及び重点区域を含む市町村等はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・即時避難区域（P A Z）内の避難者の数及び避難の方針</li> <li>・避難準備区域（U P Z）内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針</li> <li>・避難ルート、避難先の概要</li> <li>・移動手段の確保見込み</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul> <p>エ <u>全面緊急事態を受けて設置された国の原子力災害対策本部は、全面緊急事態が発生したと判断したことを直ちに指定行政機関、関係省庁及び関係地方公共団体に連絡を行う。</u></p> <p>市は、国の現地対策本部、県、指定公共機関、指定地方行政機関及び原子力事業者その他関係機関とともに、原子力防災センター（オフサイトセンター）において、施設の状況の把握、<u>緊急時</u>モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民等の屋内退避・避難の状況把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。</p> <p>オ 市は、原子力防災センターに派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。</p> <p>カ <u>気象庁は、気象情報を原子力防災センター等に連絡するものとされている。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3) 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動</p> <p>県は、緊急時において、原子力規制庁が設置する緊急時モニタリングセンターに参画し、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集と防護措置の実施の判断材料及び住民等と環境への放射線影響の評価材料を的確に提供し、住民の安全確保を図る。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映、用語の整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>

修正前	修正後	修正理由																					
<p>市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や県等の関係機関に協力する。</p> <p>① 緊急時モニタリング等の態勢</p> <p>県は、放射性物質又は放射線の影響を把握するため、緊急時モニタリングセンターに参画し、<u>設備・機器</u>やモニタリング要員の配置の強化を図り、県が定める「新潟県緊急時モニタリング計画」及び原子力規制委員会が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき、緊急時モニタリング等を実施する。</p> <p>② 緊急時モニタリングの実施</p> <p>緊急時モニタリングは、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集と防護措置の実施の判断材料及び住民等と環境への放射線影響の評価材料を的確に提供し、住民等の安全確保を図ることを目的としており、県が定める「新潟県緊急時モニタリング計画」及び原子力規制委員会が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき行う。</p> <p>また、緊急時モニタリングの実施にあたっては、<u>気象予測や大気中拡散予測</u>を参考に、防護措置の実施を考慮して、<u>モニタリング</u>を優先すべき区域を決める。</p> <p>③ 緊急時モニタリング結果の公表</p> <p>市及び県は、緊急時モニタリングセンターや関係機関と観測データを共有し、速やかに住民等に緊急時モニタリング結果を周知する。</p>	<p>市は、事態の進展に応じて緊急時モニタリングの準備や緊急時モニタリングの実施等について、国や県等の関係機関に協力する。</p> <p>① 緊急時モニタリング等の態勢</p> <p>県は、放射性物質又は放射線の影響を把握するため、緊急時モニタリングセンターに参画し、<u>モニタリング要員やモニタリング設備・機器</u>等の配置の強化を図り、県が定める「新潟県緊急時モニタリング計画」及び原子力規制委員会が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき、緊急時モニタリング等を実施する。</p> <p>② 緊急時モニタリングの実施</p> <p>緊急時モニタリングは、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集と防護措置の実施の判断材料及び住民等と環境への放射線影響の評価材料を的確に提供し、住民等の安全確保を図ることを目的としており、県が定める「新潟県緊急時モニタリング計画」及び原子力規制委員会が定める「緊急時モニタリング実施計画」に基づき行う。</p> <p>また、緊急時モニタリングの実施にあたっては、<u>気象予測や放射性物質拡散予測情報</u>を参考に、防護措置の実施を考慮して、優先すべき区域を決める。</p> <p>③ 緊急時モニタリング<u>の結果</u>の公表</p> <p>市及び県は、緊急時モニタリングセンターや関係機関と観測データを共有し、速やかに住民等に緊急時モニタリング<u>の結果</u>を周知する。</p>	<p>県計画を踏まえた修正(用語の統一、文言整理)</p> <p>県計画を踏まえた修正(用語の統一)</p> <p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p>																					
<p><b>第3節 活動体制の確立</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部等の設置基準</p> <p>新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)に定める県災害対策本部等の設置基準に準拠し、以下の設置基準を設ける。</p> <table border="1" data-bbox="195 1612 1362 1875"> <thead> <tr> <th>態勢</th> <th>設置基準</th> <th>活動体制</th> <th>緊急事態区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1次配備</td> <td>1 (略) <u>(追加)</u></td> <td rowspan="2">災害警戒本部</td> <td>(情報収集事態)</td> </tr> <tr> <td>2~6 (略)</td> <td>(警戒事態)</td> </tr> </tbody> </table>	態勢	設置基準	活動体制	緊急事態区分	第1次配備	1 (略) <u>(追加)</u>	災害警戒本部	(情報収集事態)	2~6 (略)	(警戒事態)	<p><b>第3節 活動体制の確立</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 災害対策本部等の設置基準</p> <p>新潟県地域防災計画(原子力災害対策編)に定める県<u>原子力</u>災害対策本部等の設置基準に準拠し、以下の設置基準を設ける。</p> <table border="1" data-bbox="1442 1612 2608 1875"> <thead> <tr> <th>態勢</th> <th>設置基準</th> <th>活動体制</th> <th>緊急事態区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1次配備</td> <td>1 (略)</td> <td rowspan="3">災害警戒本部</td> <td rowspan="2">(情報収集事態)</td> </tr> <tr> <td>2 <u>その他発電所の運転に影響を及ぼす恐れがある情報が通報されたとき</u></td> </tr> <tr> <td>2~6 (略)</td> <td>(警戒事態)</td> </tr> </tbody> </table>	態勢	設置基準	活動体制	緊急事態区分	第1次配備	1 (略)	災害警戒本部	(情報収集事態)	2 <u>その他発電所の運転に影響を及ぼす恐れがある情報が通報されたとき</u>	2~6 (略)	(警戒事態)	<p>県計画を踏まえた修正(文言整理)</p> <p>県計画を踏まえた修正(情報収集事態の設置基準を追加)</p>
態勢	設置基準	活動体制	緊急事態区分																				
第1次配備	1 (略) <u>(追加)</u>	災害警戒本部	(情報収集事態)																				
	2~6 (略)		(警戒事態)																				
態勢	設置基準	活動体制	緊急事態区分																				
第1次配備	1 (略)	災害警戒本部	(情報収集事態)																				
	2 <u>その他発電所の運転に影響を及ぼす恐れがある情報が通報されたとき</u>																						
	2~6 (略)		(警戒事態)																				



修正前				修正後				修正理由																				
第2次配備	1～3 (略)	災害対策本部 現地災害対策本部	(施設敷地 緊急事態) (全面緊急事態)	第2次配備	1～3 (略)	災害対策本部 現地災害対策本部	(施設敷地 緊急事態) (全面緊急事態)																					
<p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 市の活動体制</p> <p>① 災害警戒本部の設置</p> <p>ア 市長は、第1次配備態勢の設置基準に該当したときは、木田庁舎に市長が指名する副市長を本部長とする災害警戒本部を設置する。</p> <table border="1"> <tr> <td>設置場所</td> <td>木田庁舎</td> </tr> <tr> <td>実施責任者</td> <td>本部長：市長が指名する副市長 副本部長：他の副市長、教育長、ガス水道事業管理者及び理事 本部長指名 *状況に応じ、副本部長、本部員を限定する。</td> </tr> <tr> <td>構成員</td> <td>上越市災害対策本部の組織運営規程別表第1(第4条関係) 上越市災害対策本部組織図で定める担当課等の長</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>庁内関係部局の連携の下に災害応急対策を実施する (災害対策本部設置時に準じた活動)</td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td>①災害対策本部を設置したとき ②被害が軽微であり、又は発電所の事故が収束し、災害応急対策の必要がないことを確認した場合 ③その他必要がなくなると本部長が判断した場合</td> </tr> </table>				設置場所	木田庁舎	実施責任者	本部長：市長が指名する副市長 副本部長：他の副市長、教育長、ガス水道事業管理者及び理事 本部長指名 *状況に応じ、副本部長、本部員を限定する。		構成員	上越市災害対策本部の組織運営規程別表第1(第4条関係) 上越市災害対策本部組織図で定める担当課等の長	活動内容	庁内関係部局の連携の下に災害応急対策を実施する (災害対策本部設置時に準じた活動)	廃止基準	①災害対策本部を設置したとき ②被害が軽微であり、又は発電所の事故が収束し、災害応急対策の必要がないことを確認した場合 ③その他必要がなくなると本部長が判断した場合	<p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 市の活動体制</p> <p>① 災害警戒本部の設置</p> <p>ア 市長は、第1次配備態勢の設置基準に該当したときは、木田庁舎に市長が指名する副市長を本部長とする災害警戒本部を設置する。</p> <table border="1"> <tr> <td>設置場所</td> <td>木田庁舎</td> </tr> <tr> <td>実施責任者</td> <td>本部長：市長が指名する副市長 副本部長：他の副市長、教育長、ガス水道事業管理者及び理事 本部長指名 *状況に応じ、副本部長、本部員を限定する。</td> </tr> <tr> <td>構成員</td> <td>上越市災害対策本部の組織運営規程別表第1(第4条関係) 上越市災害対策本部組織図で定める担当課等の長</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>庁内関係部局の連携の下に災害応急対策を実施する (災害対策本部設置時に準じた活動)</td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td>①災害対策本部を設置したとき ②被害が軽微であり、又は発電所の事故が収束し、災害応急対策の必要がないことを確認した場合 ③その他必要がなくなると本部長が判断した場合</td> </tr> </table>				設置場所	木田庁舎	実施責任者	本部長：市長が指名する副市長 副本部長：他の副市長、教育長、ガス水道事業管理者及び理事 本部長指名 *状況に応じ、副本部長、本部員を限定する。	構成員	上越市災害対策本部の組織運営規程別表第1(第4条関係) 上越市災害対策本部組織図で定める担当課等の長	活動内容	庁内関係部局の連携の下に災害応急対策を実施する (災害対策本部設置時に準じた活動)	廃止基準	①災害対策本部を設置したとき ②被害が軽微であり、又は発電所の事故が収束し、災害応急対策の必要がないことを確認した場合 ③その他必要がなくなると本部長が判断した場合
設置場所	木田庁舎																											
実施責任者	本部長：市長が指名する副市長 副本部長：他の副市長、教育長、ガス水道事業管理者及び理事 本部長指名 *状況に応じ、副本部長、本部員を限定する。																											
構成員	上越市災害対策本部の組織運営規程別表第1(第4条関係) 上越市災害対策本部組織図で定める担当課等の長																											
活動内容	庁内関係部局の連携の下に災害応急対策を実施する (災害対策本部設置時に準じた活動)																											
廃止基準	①災害対策本部を設置したとき ②被害が軽微であり、又は発電所の事故が収束し、災害応急対策の必要がないことを確認した場合 ③その他必要がなくなると本部長が判断した場合																											
設置場所	木田庁舎																											
実施責任者	本部長：市長が指名する副市長 副本部長：他の副市長、教育長、ガス水道事業管理者及び理事 本部長指名 *状況に応じ、副本部長、本部員を限定する。																											
構成員	上越市災害対策本部の組織運営規程別表第1(第4条関係) 上越市災害対策本部組織図で定める担当課等の長																											
活動内容	庁内関係部局の連携の下に災害応急対策を実施する (災害対策本部設置時に準じた活動)																											
廃止基準	①災害対策本部を設置したとき ②被害が軽微であり、又は発電所の事故が収束し、災害応急対策の必要がないことを確認した場合 ③その他必要がなくなると本部長が判断した場合																											
<p>② 災害対策本部の設置</p> <p>ア 市長は、第2次配備態勢の設置基準に該当したときは、木田庁舎に市長を本部長とする災害対策本部を設置する。</p> <p>なお、災害対策本部の組織及び運営については、「上越市災害対策本部の組織運営規程」において別に定める。</p> <table border="1"> <tr> <td>設置場所</td> <td>木田庁舎</td> </tr> <tr> <td>実施責任者</td> <td>本部長：市長 副本部長：副市長、教育長、ガス水道事業管理者及び理事 本部長指名 *状況に応じ、副本部長、本部員を限定する。</td> </tr> </table>				設置場所	木田庁舎	実施責任者	本部長：市長 副本部長：副市長、教育長、ガス水道事業管理者及び理事 本部長指名 *状況に応じ、副本部長、本部員を限定する。	<p>② 災害対策本部の設置</p> <p>ア 市長は、第2次配備態勢の設置基準に該当したときは、木田庁舎に市長を本部長とする災害対策本部を設置する。</p> <p>なお、災害対策本部の組織及び運営については、「上越市災害対策本部の組織運営規程」において別に定める。</p> <table border="1"> <tr> <td>設置場所</td> <td>木田庁舎</td> </tr> <tr> <td>実施責任者</td> <td>本部長：市長 副本部長：副市長、教育長、ガス水道事業管理者及び理事 本部長指名 *状況に応じ、副本部長、本部員を限定する。</td> </tr> </table>				設置場所	木田庁舎	実施責任者	本部長：市長 副本部長：副市長、教育長、ガス水道事業管理者及び理事 本部長指名 *状況に応じ、副本部長、本部員を限定する。	本部員改正に伴う修正												
設置場所	木田庁舎																											
実施責任者	本部長：市長 副本部長：副市長、教育長、ガス水道事業管理者及び理事 本部長指名 *状況に応じ、副本部長、本部員を限定する。																											
設置場所	木田庁舎																											
実施責任者	本部長：市長 副本部長：副市長、教育長、ガス水道事業管理者及び理事 本部長指名 *状況に応じ、副本部長、本部員を限定する。																											

修正前		修正後		修正理由																
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>上越地域消防事務組合消防長（本部長指名）</td> </tr> <tr> <td>構成員</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>全部局の連携の下に災害応急対策を実施する</td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td>①原子力緊急事態解除宣言がなされたとき ②災害対策本部長が、発電所の事故が収束し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき</td> </tr> </table>		上越地域消防事務組合消防長（本部長指名）		構成員	全職員	活動内容	全部局の連携の下に災害応急対策を実施する	廃止基準	①原子力緊急事態解除宣言がなされたとき ②災害対策本部長が、発電所の事故が収束し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>上越地域消防局消防局長（本部長指名）</td> </tr> <tr> <td>構成員</td> <td>全職員</td> </tr> <tr> <td>活動内容</td> <td>全部局の連携の下に災害応急対策を実施する</td> </tr> <tr> <td>廃止基準</td> <td>①原子力緊急事態解除宣言がなされたとき ②災害対策本部長が、発電所の事故が収束し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき</td> </tr> </table>		上越地域消防局消防局長（本部長指名）	構成員	全職員	活動内容	全部局の連携の下に災害応急対策を実施する	廃止基準	①原子力緊急事態解除宣言がなされたとき ②災害対策本部長が、発電所の事故が収束し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき
	上越地域消防事務組合消防長（本部長指名）																			
構成員	全職員																			
活動内容	全部局の連携の下に災害応急対策を実施する																			
廃止基準	①原子力緊急事態解除宣言がなされたとき ②災害対策本部長が、発電所の事故が収束し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき																			
	上越地域消防局消防局長（本部長指名）																			
構成員	全職員																			
活動内容	全部局の連携の下に災害応急対策を実施する																			
廃止基準	①原子力緊急事態解除宣言がなされたとき ②災害対策本部長が、発電所の事故が収束し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき																			
<p>イ（略）</p> <p>③（略）</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>(6) 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、国の原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。</p> <p>市は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境放射線モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担による汚染廃棄物の処理や除染等を推進する。</p>		<p>イ（略）</p> <p>③（略）</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>(6) 原子力被災者生活支援チームとの連携</p> <p>国の原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初期対応段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、国の原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置する。</p> <p>市は、初期対応段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、<u>事故対応の進捗の状況に応じて、子ども等をはじめとする原子力被災者等の健康調査、環境放射線モニタリング、除染等を行う。</u></p> <p><u>また、原子力被災者生活支援チームは、県庁舎等へ必要な要員を派遣し、住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災市町村等との連絡・調整を行うものとされている。</u></p>																		
<p><b>第4節 屋内退避・避難等の防護措置</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、産業観光班、福祉・医療班、教育班、災害対策班（各区総合事務所）</p> <p>1（略）</p> <p>(1) 屋内退避・避難等に関する指標</p> <p>放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じ、住民及び一時滞在者等に対して屋内退避・避難等の措置を講ずる。</p>		<p><b>第4節 屋内退避・避難等の防護措置</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、調整・渉外班、避難所対策班、食料調達班、物資調達・輸送班、産業観光班、福祉・医療班、教育班、災害対策班（各区総合事務所）</p> <p>1（略）</p> <p>(1) 屋内退避・避難等に関する指標</p> <p>放射性物質の放出等に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じ、住民及び一時滞在者等に対して屋内退避・避難等の措置を講ずる。</p>																		

修正前	修正後	修正理由
<p>これらの屋内退避・避難等の措置についての基準となるEALは柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に具体的に定められている。</p> <p>(2) <u>屋内退避・避難の対応方針</u>          屋内退避・避難の措置については、県の地域防災計画（原子力災害対策編）に定める「屋内退避・避難等に関する対応方針」に基づき実施する。</p> <p>【県の屋内退避・避難等の対応方針】</p> <p>① 県は、警戒事態発生時には、<u>市と協力し、当日の気象条件、環境放射線モニタリング結果、放射性物質拡散予測計算システム等の情報を勘案し、即時避難区域（PAZ）の受入先の調整、避難道路及び屋内退避をすべき区域（以下「屋内退避区域」という。）の検討を開始する。</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>これらの避難・屋内退避等の措置については、<u>柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定められているEALの基準、原災指針に定められているOILの基準のほか、事故の状況、気象状況、避難経路となる道路の被災状況、避難先の状況、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果によるものとする。</u></p> <p>(2) <u>避難・屋内退避等の防護措置の実施</u>          屋内退避・避難の措置については、県の地域防災計画（原子力災害対策編）に定める「<u>避難・屋内退避等の防護措置の実施</u>」に基づき実施する。</p> <p>【県の屋内退避・避難等の対応方針】</p> <p>① 県は、警戒事態発生時には、<u>国の要請等により、市町村と協力し、即時避難区域（PAZ）内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難の準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手手段の確保等）を行う。</u>  <u>また、県は、国の要請等により、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対し、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保）に協力するよう要請する。</u></p> <p>② 県は、<u>施設敷地緊急事態発生時には、国の要請等により、市町村と協力し、即時避難区域（PAZ）内における避難の準備を行うとともに、即時避難区域（PAZ）内の施設敷地緊急事態要避難者に係る避難を行うこととし、即時避難区域（PAZ）を含む市村にその旨を伝達する。</u>  <u>また、県は、国の要請等により、市町村と協力し、避難準備区域（UPZ）内における屋内退避の準備を行うとともに、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対し、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備（避難者数の確認、避難ルート・避難先、移動手手段の確保等）に協力するよう要請する。</u></p> <p>③ 県は、<u>全面緊急事態に至ったことにより、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、即時避難区域（PAZ）内の避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置について指示した場合はその指示に従い、又は独自の判断により、即時避難区域（PAZ）内の避難等を行うこととし、即時避難区域（PAZ）を含む市村に対し、住民等に対する避難のための指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援その他の支援活動が必要な場合には即時避難区域（PAZ）を含む市村と連携し国に要請等する。</u>  <u>また、即時避難区域（PAZ）内の避難の実施に併せて、国の要請等により、避難準備区域（UPZ）を含む市町村に対し、屋内退避の実施やOILに基づく防護措置の準備（避難・一時移転先、輸送手段の確保等）を行うよう要請するとともに、避難準備区域（UPZ）外の市町村に対して、即時避難区域（PAZ）を含む市村から避難してきた住民等の受入れや避難準備区域（UPZ）を含む市町が行う防護措置の準備への協力を要請する。</u></p> <p>④ 県は、<u>放射性物質が放出された場合、事態の規模、時間的な推移に応じて、当日の気象条件、緊急時モニタリングの結果、放射性物質拡散予測情報、原災指針を踏まえた国の指示・要請及び</u></p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>② 市及び県は、屋内退避・避難等の措置を講じる場合は、国と協力し、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、基本的にはEAL及びOILの考え方に基づいて実施する。 ただし、住民の被ばく線量をできる限り抑えるために、予測線量、予測される放射性物質の放出開始までの時間、放出継続時間及び避難に要する予測時間等を勘案して対応する。 <u>(追加)</u></p> <p>③ 市は、周囲の状況等により、避難することがかえって危険を伴う場合は<u>屋内退避することを、屋内退避することがかえって危険を伴う場合は避難することを、県との連携を図りながら、検討する。</u> <u>(追加)</u></p> <p>④ 市及び県は、一時滞在者等の避難が確実に行われるよう、屋内退避・避難等の指示の周知及び避難誘導 に際して十分に配慮する。 <u>(追加)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容 (1) 屋内退避・避難の指示等 ① 住民等の屋内退避・避難の指示</p>	<p><u>放射性核種濃度測定調査等に基づき、OILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、該当する市町村に対し、住民等に対する屋内退避又は避難の指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には市町村と連携し国に要請する。</u></p> <p>⑤ 市及び県は、屋内退避・避難等の措置を講じる場合は、国と協力し、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、基本的にはEAL及びOILの考え方に基づいて実施する。 ただし、住民の被ばく線量をできる限り抑えるために、予測線量、予測される放射性物質の放出開始までの時間、放出継続時間及び避難に要する予測時間等を勘案して対応する。</p> <p>⑥ <u>複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。</u></p> <p>⑦ 市及び県は、<u>避難時の周囲の状況等により避難を行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する場合は、居住者等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示するものとする。</u></p> <p>⑧ 市及び県は、<u>国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、自然災害を起因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うものとする。</u> <u>その際には、市及び県は、国と緊密な連携を図るものとする。</u></p> <p>⑨ 市及び県は、一時滞在者等の避難が確実に行われるよう、屋内退避・避難等の指示の周知及び避難誘導 に際して十分に配慮する。</p> <p>⑩ <u>関係市町村が避難・一時移転を実施するにあたり、次の事項について、原子力災害合同対策協議会等において、指示内容の判断のため、県及び関係市町村は事前の状況把握等を行うとともに、指示後においても、同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど、県と国及び関係市町村はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。</u></p> <p><u>・避難準備区域（UPZ）内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針</u> <u>・避難ルート、避難先の概要</u> <u>・移動手段の確保見込み</u> <u>・その他必要な事項</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容 (1) 屋内退避・避難の指示等 ① 住民等の屋内退避・避難の指示</p>	<p>画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 市長による避難指示等 市長は、上記のほか内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、屋内退避又は避難の指示を行う。 なお、市長は、屋内退避者の生活支援に努めるとともに、大気中の放射性物質の濃度等から屋内退避の長期化が予想される場合には、住民等への影響を考慮し、速やかな避難指示について国、県と調整する。</p> <p>(2) 屋内退避・避難の実施</p> <p>① (略)</p> <p>② 避難の実施 ア～キ (略) <u>(追加)</u></p> <p>(3) 避難の実施における関係機関等の連携</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県警察は、関係機関と連携し、円滑な避難が実施できるよう交通規制、誘導等を実施する。また、道路管理者等と協力し、市長等が避難を勧告又は指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、<u>勧告又は指示の実効を上げるため</u>、交通の規制及び立入制限等必要な措置を実施する。</p> <p>④～⑧ (略)</p> <p>(4) 避難の際の住民等に対するスクリーニング等の実施 県は、国、<u>医療機関</u>、<u>関係機関</u>等の協力を得ながら、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等に対するスクリーニング及び除染を実施する。</p> <p>(5) 要配慮者の支援</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 病院等医療機関の管理者は、原子力災害が発生し、避難の<u>勧告</u>・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。</p> <p>④ 社会福祉施設の管理者は、原子力災害が発生し、避難の<u>勧告</u>・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。</p>	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 市長による避難指示等 市長は、上記のほか内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、屋内退避又は避難の<u>ための立ち退きの指示等</u>を行う。 なお、市長は、屋内退避者の生活支援に努めるとともに、大気中の放射性物質の濃度等から屋内退避の長期化が予想される場合には、住民等への影響を考慮し、速やかな避難指示について国、県と調整する。</p> <p>(2) 屋内退避・避難の実施</p> <p>① (略)</p> <p>② 避難の実施 ア～キ (略) <u>ク 市は、避難所において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p>(3) 避難の実施における関係機関等の連携</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 県警察は、関係機関と連携し、円滑な避難が実施できるよう交通規制、誘導等を実施する。また、道路管理者等と協力し、市長等が避難を指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、<u>指示の実効を上げるため</u>、交通の規制及び立入制限等必要な措置を実施する。</p> <p>④～⑧ (略)</p> <p>(4) 避難の際の住民等に対するスクリーニング等の実施 県は、国、<u>原子力災害医療協力機関</u>、<u>原子力事業者</u>等の協力を得ながら、住民等が避難区域等から避難する際に、住民等に対するスクリーニング及び除染を実施する。</p> <p>(5) 要配慮者の支援</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 病院等医療機関の管理者は、原子力災害が発生し、避難の<u>指示等</u>があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させる。</p> <p>④ 社会福祉施設の管理者は、原子力災害が発生し、避難の<u>指示等</u>があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させる。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(6) 学校等施設における避難措置                      学校等施設の管理者は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の<u>勧告</u>・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市に対し速やかにその旨を連絡する。</p> <p>(7) 飲食物、生活必需品等の支援                      ①～④ (略)</p> <p>(8) 屋内退避・避難の解除                      ① 避難指示の解除                      知事（市が避難指示を行った場合は、市長）は、緊急時モニタリングの結果、市内の避難区域における放射線量が避難基準を下回った場合には、気候条件、汚染地域の除染対策等を勘案し、市と協議して、可能な区域から避難の指示を解除する。                      市長は、内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避解除又は避難<u>勧告</u>解除、又は指示解除等を行う。                      ② 屋内退避指示の解除                      市長は、緊急時モニタリング結果のほか、気候条件、汚染地域の除染対策等に係る国及び県の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場合には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除する。</p>	<p>⑤～⑦ (略)</p> <p>(6) <u>感染症流行下での防護措置</u>                      市及び県は、<u>新型コロナウイルスのような感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策を十分考慮した上で避難や屋内退避等の防護措置を行う。</u></p> <p>(7) 学校等施設における避難措置                      学校等施設の管理者は、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の<u>指示</u>等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させる。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は市に対し速やかにその旨を連絡する。</p> <p>(8) 飲食物、生活必需品等の支援                      ①～④ (略)</p> <p>(9) 屋内退避・避難の解除                      ① 避難指示の解除                      知事（市が避難指示を行った場合は、市長）は、緊急時モニタリングの結果、市内の避難区域における放射線量が避難基準を下回った場合には、気候条件、汚染地域の除染対策等を勘案し、市と協議して、可能な区域から避難の指示を解除する。                      市長は、内閣総理大臣の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避解除又は避難<u>のための立ち退き</u>の指示解除等を行う。                      ② 屋内退避指示の解除                      市長は、緊急時モニタリング<u>の結果</u>のほか、気候条件、汚染地域の除染対策等に係る国及び県の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場合には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除する。</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画及びR2.6月の内閣府による基本的な考え方の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言の整理）</p>
<p><b>第5節 治安の確保</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1～2 (略)</p>	<p><b>第5節 治安の確保</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班</p> <p>1～2 (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 警戒区域の設定等</p> <p>① (略)</p> <p>② 県は、市が避難を勧告又は指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、<u>勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう</u>県警察及び第九管区海上保安本部に要請する。</p> <p>③ 市及び県は、応急対策実施区域及びその周辺(海上を含む。)における治安の確保について県警察及び第九管区海上保安本部と協議し、万全を期す。</p> <p>特に、<u>避難を勧告又は指示した区域及びその周辺において</u>、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、窃盗等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、上越地域消防事務組合と協力し、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努める。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 警戒区域の設定等</p> <p>① (略)</p> <p>② 県は、市が避難を指示した区域について外部から車両等が進入しないよう指導するなど、<u>指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう</u>県警察及び第九管区海上保安本部に要請する。</p> <p>③ 市及び県は、応急対策実施区域及びその周辺(海上を含む。)における治安の確保について県警察及び第九管区海上保安本部と協議し、万全を期す。</p> <p>特に、<u>避難のための立ち退きの指示等を行った区域及びその周辺において</u>、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、窃盗等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、上越地域消防事務組合と協力し、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努める。</p> <p>(2)～(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p>
<p><b>第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限、農林水産物等の採取及び出荷制限</b></p> <p>担当：ガス水道班、農林水産班、福祉・医療班、生活環境班、災害対策班(各区総合事務所)</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>① 市は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの<u>放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け</u>、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) 農林水産物の採取及び出荷制限</p> <p>① 県は、国の<u>指導・助言及び指示に基づき</u>、農林水産物の生産者、出荷機関、市場の責任者及び市等に対し、下記のとおり汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を実施するよう指示する。</p>	<p><b>第6節 飲食物の出荷制限、摂取制限、農林水産物等の採取及び出荷制限</b></p> <p>担当：ガス水道班、農林水産班、福祉・医療班、生活環境班、災害対策班(各区総合事務所)</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 飲食物の出荷制限、摂取制限等</p> <p>① 市は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの<u>指示及び要請に基づき</u>、又は独自の判断により、飲料水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(2) 農林水産物の採取及び出荷制限</p> <p>① 県は、国の<u>指示及び要請に基づき</u>、農林水産物の生産者、出荷機関、市場の責任者及び市等に対し、下記のとおり汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を実施するよう指示する。</p>	<p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p>

修正前	修正後	修正理由
<p>ア 農作物の作付け制限 イ 農林水産物等の採取、漁獲の禁止 ウ 農林水産物等の出荷制限 エ 肥料・土壌改良材・培土・飼料及びきのこ用原木等の施用・使用・生産・流通制限 オ その他必要な措置 ② (略)</p>	<p>ア 農作物の作付け制限 イ 農林水産物等の採取、漁獲の禁止 ウ 農林水産物等の出荷制限 エ 肥料・土壌改良材・培土・飼料及びきのこ用原木等の施用・使用・生産・流通制限 オ その他必要な措置 ② (略)</p>	
<p><b>第7節 緊急輸送活動</b></p> <p>担当：物資調達・輸送班、情報収集・統括班、調整・渉外班、土木班</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 緊急輸送活動</p> <p>① (略)</p> <p>② 緊急輸送の範囲 緊急輸送の範囲は以下のものとする。 ア～イ (略) ウ 国の現地対策本部長及び県の現地対策本部長、関係市町村の現地対策本部長等、緊急事態応急対策要員（合同対策協議会構成員、国の専門家、緊急時モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材 エ～カ (略) ③～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p><b>第7節 緊急輸送活動</b></p> <p>担当：物資調達・輸送班、情報収集・統括班、調整・渉外班、土木班</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 緊急輸送活動</p> <p>① (略)</p> <p>② 緊急輸送の範囲 緊急輸送の範囲は以下のものとする。 ア～イ (略) ウ 国の現地対策本部長及び県の現地対策本部長、関係市町村の現地対策本部長等、緊急事態応急対策要員（原子力災害合同対策協議会構成員、国の専門家、モニタリング要員、情報通信要員等）及び必要とされる資機材 エ～カ (略) ③～④ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（文言整理）</p>
<p><b>第8節 救助・救急、消火及び医療活動</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、土木班</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 原子力災害医療の措置</p>	<p><b>第8節 救助・救急、消火及び医療活動</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、調整・渉外班、物資調達・輸送班、福祉・医療班、土木班</p> <p>1～2 (略)</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 原子力災害医療の措置</p>	



修正前	修正後	修正理由
<p>① 緊急時医療本部の設置            県は、県災害対策本部を設置したときは、緊急時医療本部を設置するとともに、必要に応じてスクリーニング班、救護班、被ばく医療班を編成し、原子力災害医療活動を行う。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 原子力災害医療活動の実施            原子力災害時には、放射線被ばく又は放射性物質による汚染（以下「被ばく等」という。）を受けた者等のほか、原子力災害時の混乱等により生じる一般傷病者等への医療を実施する。  <u>なお、原子力災害医療協力機関の登録及び原子力災害拠点病院の指定により、十分な原子力災害医療体制が確保されるまでは、従来の医療体制（初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関）も維持されるものとする。</u>            ア～エ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(6) 安定ヨウ素剤の予防服用            原子力規制委員会は、原則として、安定ヨウ素剤の服用の必要性を判断し、その判断を踏まえ国の原子力災害対策本部、県又は市町村が住民等に指示することにより服用させる。            国の原子力災害対策本部は、原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示について、速やかに県及び重点区域を含む市町村に伝達する。</p> <p>① 事前配布された安定ヨウ素剤の服用            県及び避難対象区域を含む市町村は、原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示に基づき、原則として住民等が避難する際に速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。</p> <p>② 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用            県及び避難対象区域を含む市町村は、原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示に基づき、原則として医師の関与の下で、住民等が速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。            ただし、時間的制約等により、医師を立ち合わせることができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによる。</p> <p>③ 安定ヨウ素剤の予防服用            県及び避難対象区域を含む市町村は、事態の進展が急速な場合であって、原子力規制委員会の判断を得ることができない等の事象があるときは、原災指針を踏まえ、独自の判断により、放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用するべき時機及び服用の方法の指示、医師及び薬剤師の確保その他必要な措置を講じる。</p>	<p>① 緊急時医療本部の設置            県は、<u>県原子力災害対策本部</u>を設置したときは、<u>保健医療教育部の下に緊急時医療本部</u>を設置するとともに、必要に応じてスクリーニング班、救護班、被ばく医療班を編成し、原子力災害医療活動を行う。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 原子力災害医療活動の実施            原子力災害時には、放射線被ばく又は放射性物質による汚染（以下「被ばく等」という。）を受けた者等のほか、原子力災害時の混乱等により生じる一般傷病者等への医療を実施する。  <u>(削除)</u>            ア～エ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(6) 安定ヨウ素剤の服用            原子力規制委員会は、原則として、安定ヨウ素剤の服用の必要性を判断し、その判断を踏まえ国の原子力災害対策本部、県又は市町村が住民等に指示することにより服用させる。            国の原子力災害対策本部は、原子力規制委員会の判断及び<u>国</u>の原子力災害対策本部の指示について、速やかに県及び重点区域を含む市町村に伝達する。</p> <p>① 事前配布された安定ヨウ素剤の服用            県及び避難対象区域を含む市町村は、原子力規制委員会の判断及び<u>国</u>の原子力災害対策本部の指示に基づき、原則として住民等が避難する際に速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。</p> <p>② 緊急時に配布される安定ヨウ素剤の服用            県及び避難対象区域を含む市町村は、原子力規制委員会の判断及び<u>国</u>の原子力災害対策本部の指示に基づき、原則として医師の関与の下で、住民等が速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じる。            ただし、時間的制約等により、医師が<u>関与</u>ができない場合には、薬剤師の協力を求める等、あらかじめ定める代替の手続きによる。</p> <p>③ <u>(削除)</u> 県及び避難対象区域を含む市町村は、事態の進展が急速な場合であって、原子力規制委員会の判断を得ることができない等の事象があるときは、原災指針を踏まえ、独自の判断により、放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用するべき時機及び服用の方法の指示、医師及び薬剤師の確保その他必要な措置を講じる。</p>	<p>県計画に基づく修正（文言整理）</p> <p>県計画を踏まえた修正（原子力災害医療協力機関の登録（R2.9月）を反映し、文言を削除）</p> <p>県計画を踏まえた修正（文言整理、県及び市町村の原子力災害対策本部との混同を避けるため主語を記載）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画及び原子力災害対策指針の反映）</p>

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第9節 住民等への的確な情報伝達活動</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、災害対策班（各区総合事務所）</p> <p>1～2 （略）</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 住民等への情報伝達活動</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 住民等ニーズに応じた情報提供及び要配慮者への配慮</p> <p>市は、役割に応じて住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況等(原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象や放射性物質の大気中拡散予測計算結果等)、安否情報、医療機関等の情報、<u>飲食物、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び摂取・出荷制限等の状況</u>、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等、住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。なお、その際、住民等の心理的動揺並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。</p> <p>⑤ （略）</p> <p>⑥ 多様な媒体の活用</p> <p>市は、情報伝達に当たって、同報系防災無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、緊急速報メールなどの通信事業者、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、<u>避難所にいる被災者</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切な情報提供がなされるよう努める。</p> <p>⑦ （略）</p> <p>(2)～(3) （略）</p>	<p style="text-align: center;"><b>第9節 住民等への的確な情報伝達活動</b></p> <p>担当：情報収集・統括班、広報・記録班、災害対策班（各区総合事務所）</p> <p>1～2 （略）</p> <p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) 住民等への情報伝達活動</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 住民等ニーズに応じた情報提供及び要配慮者への配慮</p> <p>市は、役割に応じて住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況等(原子力事業所等の事故の状況、<u>緊急時モニタリングの結果</u>)、安否情報、医療機関等の情報、<u>飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況</u>、市が講じている施策に関する情報、交通規制、避難経路や避難所等、住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。なお、その際、住民等の心理的動揺並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行う。</p> <p>⑤ （略）</p> <p>⑥ 多様な媒体の活用</p> <p>市は、情報伝達に当たって、同報系防災無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、緊急速報メールなどの通信事業者、新聞社等の報道機関の協力を得る。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。</p> <p>なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、<u>停電や通信障害発生時</u>は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については<u>チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車</u>でも情報提供を行うなど、適切な情報提供がなされるよう努める。</p> <p>⑦ （略）</p> <p>(2)～(3) （略）</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映及び実態に合わせた修正）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>
<p style="text-align: center;"><b>第10節 （略）</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第10節 （略）</b></p>	

修正前	修正後	修正理由
<p>第11節 (略)</p>	<p>第11節 (略)</p>	
<p>第12節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1 基本方針 原子力災害における放射性物質の拡散に伴い、市の庁舎にも影響が及ぶ恐れがあることから、庁舎を含む地域が立退きの<u>勧告または指示</u>を受けることを想定し、避難先および継続すべき業務の選定を行い、影響の減少に繋げる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容 (1) 退避の実施 木田庁舎及び各区総合事務所の所在地が避難<u>勧告又は指示</u>を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施する。 (2) (略)</p>	<p>第12節 行政機関の業務継続に係る措置</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1 基本方針 原子力災害における放射性物質の拡散に伴い、市の庁舎にも影響が及ぶ恐れがあることから、庁舎を含む地域が立退きの<u>指示等</u>を受けることを想定し、避難先および継続すべき業務の選定を行い、影響の減少に繋げる。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 業務の内容 (1) 退避の実施 木田庁舎及び各区総合事務所の所在地が<u>避難指示等</u>を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施する。 (2) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p> <p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>
<p>第13節 (略)</p>	<p>第13節 (略)</p>	
<p>第3章 複合災害対策</p>	<p>第3章 複合災害対策</p>	
<p>第1節 (略)</p>	<p>第1節 (略)</p>	
<p>第2節 複合災害時における応急対策</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1～2 (略)</p>	<p>第2節 複合災害時における応急対策</p> <p>担当：情報収集・統括班、すべての班</p> <p>1～2 (略)</p>	

修正前	修正後	修正理由
<p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急時モニタリング          県は、緊急時モニタリングの正常なデータを得るため、地震等によるモニタリングポストの破損の有無などの稼働状況確認や電源喪失時等の設備・機器等の代替機能の確保に留意する。</p> <p>① 県は、モニタリングポストが被災した場合、まず県のモニタリングカーや可搬型モニタリングポスト等の設備・機器の移送補充により対応する。          また、被災等によりモニタリングポストの測定結果等を得られない場合には、気象予測や放射性物質の大気中拡散予測を参考に、モニタリングを優先すべき区域を決めることも考える。</p> <p>② 県は、道路の被災状況や要員の参集状況に係る情報を、緊急時モニタリングセンターに提供する等、原子力規制委員会のモニタリング実施計画の作成に協力する。</p> <p>③ 県は、要員やモニタリング資機材の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合、緊急時モニタリングセンター長に国の動員計画による資機材の補充を要請するとともに、原子力発電所立地道府県に対し相互応援協定に基づく要請を行うなど、緊急時のモニタリング体制を確保する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 屋内退避・避難等</p> <p>① 屋内退避・避難等の対応方針          ア～イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 屋内退避所・避難所等の運営          ア (略)          イ 県は、屋内退避所・避難所等の運営において、避難所等の被災により広域避難が必要となった場合、市町村の区域を<u>超</u>えた対応を行う。          ウ～オ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p><b>3 業務の内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 緊急時モニタリング          県は、緊急時モニタリングの正常なデータを得るため、地震等によるモニタリングポストの破損の有無などの稼働状況確認や電源喪失時等の設備・機器等の代替機能の確保に留意する。</p> <p>① 県は、モニタリングポストが被災した場合、まず県のモニタリングカーや可搬型モニタリングポスト等の設備・機器の移送補充により対応する。          また、被災等によりモニタリングポストの測定結果等を得られない場合には、気象予測や放射性物質拡散予測情報を参考に、<u>緊急時</u>モニタリングを優先すべき区域を決めることも考える。</p> <p>② 県は、道路の被災状況や<u>モニタリング</u>要員の参集状況に係る情報を、緊急時モニタリングセンターに提供する等、原子力規制委員会の<u>緊急時</u>モニタリング実施計画の作成に協力する。</p> <p>③ 県は、<u>モニタリング</u>要員やモニタリング<u>設備・機器</u>の不足が生じた場合又は生じるおそれがある場合、緊急時モニタリングセンター長に国の動員計画による資機材の補充を要請するとともに、原子力発電所立地道府県に対し相互応援協定に基づく要請を行うなど、緊急時のモニタリング体制を確保する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 屋内退避・避難等</p> <p>① 屋内退避・避難等の<u>防護措置の実施</u>          ア～イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 屋内退避所・避難所等の運営          ア (略)          イ 県は、屋内退避所・避難所等の運営において、避難所等の被災により広域避難が必要となった場合、市町村の区域を<u>越</u>えた対応を行う。          ウ～オ (略)</p> <p>(5)～(7) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正(用語の統一)</p> <p>県計画を踏まえた修正(用語の統一)</p> <p>県計画を踏まえた修正(用語の統一)</p> <p>県計画を踏まえた修正(防災基本計画の反映)</p> <p>誤字の修正</p>
<p><b>第4章 原子力災害中長期対策</b></p>	<p><b>第4章 原子力災害中長期対策</b></p>	
<p><b>第1節 (略)</b></p>	<p><b>第1節 (略)</b></p>	

修正前	修正後	修正理由
<p style="text-align: center;"><b>第2節 緊急事態解除宣言後の対応</b></p> <p>担当：すべての班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務の内容 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 各種制限措置の解除 市は、県と連携を図り、<u>緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき</u>、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。</p> <p>(4) (略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>第2節 緊急事態解除宣言後の対応</b></p> <p>担当：すべての班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務の内容 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 各種制限措置の解除 市は、県と連携を図り、<u>環境放射線モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言等を踏まえ</u>、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認する。</p> <p>(4) (略)</p>	<p>県計画を踏まえた修正（防災基本計画の反映）</p>
<p style="text-align: center;"><b>第3節 被災者等の生活再建等の支援</b></p> <p>担当：情報収集・統括班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務の内容 (1) (略)</p> <p>(2) 総合的な相談窓口等の設置 市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった<u>地方公共団体及び避難先の地方公共団体</u>が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。 原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、必要な体制を整備して対応する。 なお、原子力損害が発生した場合の賠償については、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき実施することとされているほか、安全協定に基づき損害を補償する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第3節 被災者等の生活再建等の支援</b></p> <p>担当：情報収集・統括班</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務の内容 (1) (略)</p> <p>(2) 総合的な相談窓口等の設置 市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった<u>市町村及び受入市町村</u>が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。 原子力事業者は、相談窓口を設置するなど、速やかに被災者の損害賠償請求等への対応のため、必要な体制を整備して対応する。 なお、原子力損害が発生した場合の賠償については、原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に基づき実施することとされているほか、安全協定に基づき損害を補償する。</p>	<p>県計画を踏まえた修正(字句の統一)</p>

修正前	修正後	修正理由
(3)~(4) (略)	(3)~(4) (略)	
第4節 (略)	第4節 (略)	
第5節 (略)	第5節 (略)	